

本館エレベータほか保守点検業務特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、本館エレベータほか保守点検業務に適用する。

なお、仕様書等に記載のない事項で業務の性質上実施が必要なものについては、その都度発注者と受注者で協議する。

2 業務の対象

本業務の対象については、以下のとおり。

(1) 本館エレベータ

台数 7台

製造者 三菱電機株式会社

製造年 平成7年（令和2～3年に改修済み）

制御方式 交流インバータ制御方式

機器仕様 1号機 乗用15人、積載1000kg、停止階数9階、速度105m/min
2号機 乗用15人、積載1000kg、停止階数9階、速度105m/min
3号機 乗用15人、積載1000kg、停止階数8階、速度90m/min
4号機 乗用19人、積載2000kg、停止階数8階、速度90m/min
5号機 荷物用、積載600kg、停止階数8階、速度90m/min
6号機 荷物用、積載1000kg、停止階数8階、速度90m/min
7号機 乗用11人、積載750kg、停止階数2階、速度45m/min

付加機能 地震時管制運転（P波センサー付3段設定）

自家発管制運転

火災時管制運転

停電時自動着床

(2) エスカレータ

台数 2台

製造者 三菱電機株式会社

製造年 平成9年（令和4年に改修済み）

機器仕様 A1号機 階高4.5m、速度20m/min

A2号機 階高4.5m、速度20m/min

付加機能 自動運転停止

3 業務内容

(1) 点検内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書平成30年度」の内容に準じるものとする。

(2) 昇降機の点検及び整備は、特に訓練された作業員及び専門の検査員を従事させ、P O G方式による点検を通常月2回行うこと。ただし、受注者の負担により遠隔点検装置を設置する場合は、月2回の点検のうち1回を遠隔点検装置による点検とすることができる。

※「遠隔点検」とは、「遠隔監視」に加え、受注者の監視センター等が正常なエレベータ運転のために必要とされる箇所を対象に、通信回線等を利用してエレベータの運行状態や各機器の動作状況の正常・異常を点検することをいう。

- (3) 年1回、設備全般の精密点検の結果を建築基準法施行規則第6条第3項に基づく昇降機の「定期点検成績表・点検表」により報告すること。
- (4) 昇降機設備のオイル、グリスその他消耗品については、受注者の負担において取り替えること。点検の結果、消耗品以外の部品等の取替えを要する場合は、直ちに発注者に報告すること。
- (5) 昇降機に故障が発生した場合は、受注者自ら若しくは発注者からの要求に応じ、速やかに作業員を派遣し、迅速に復旧させること。また、常時専門技術者を待機させ、故障発生時に早急に適切な対応ができる体制を整備すること。
- (6) 昇降機が故障した場合に交換する修理部品には、昇降機製造メーカーが保証する部品を使用すること。
- (7) 定期点検の実施に当たっては、事前に実施予定日時、作業責任者及び停止作業の有無を連絡し、発注者の承認を得ること。